

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100	特定事業所加算 () + 10 / 100	特定事業所加算 () + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うことに+82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)					夜間又は早朝の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 () + 10 / 100	特定事業所加算 () + 3 / 100				
ハ 通院等乗降介助	(2) 45分以上 (220単位)											
八 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)												

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 100単位) (2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イから14までにより算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき + 所定単位数 × 2.14 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき + 所定単位数 × 1.92 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき + 所定単位数 × 1.95 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき + 所定単位数 × 2.17 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき + 所定単位数 × 1.87 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき + 所定単位数 × 1.86 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき + 所定単位数 × 1.63 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき + 所定単位数 × 1.58 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき + 所定単位数 × 1.57 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき + 所定単位数 × 1.58 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り) 1回につき +64単位

ホ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)

イ 介護職員等処遇改善加算	1) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	2) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0)	
	3) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0)	
	4) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0)	
	一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0)	
	二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0)	
	三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0)	
	四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0)	
	五) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 73 / 100.0)	
	六) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 67 / 100.0)	
	七) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 53 / 100.0)	
	八) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 47 / 100.0)	
	九) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 33 / 100.0)	
	十) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 17 / 100.0)	

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職員の 場合			療養又は中等 の療養、若し は居療の場合	看護名訪問 加算()	看護名訪問 加算()	1時間15分 以上の訪問看護 を行う場合	紹介医の者 の場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 に在る小規模 事業所加算	中山間地域等 に在る者 へのサービス 提供加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算
イ 指定訪問看護 ステーションの場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
5) 理学療法士、作業療法士又は前掲職員の 場合																		
ロ 病院又は診療所 の場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合 (1月につき 1.111単位) x 98/100																		
二 初回加算																		
イ 週随時共同看護加算																		
エ 看護・介護職員連携強化加算																		
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)																		
チ 人材確保強化加算																		
サービス提供体制 強化加算																		

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 333単位	-1/133	-1/133	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマニピュレーション(山)1月につき +188単位 リハビリテーションマニピュレーション(山)1月につき +213単位	事業所の医師が在宅又はその事業所に対して視診し、処方箋の調剤を指示し、検査等の実施を行う場合 1日につき +270単位	1日につき +213単位 (前掲) 日又は 訪問時日(山)3日 以内の回数に 適用(1日1回を限る)	1日につき +188単位 (前掲) 日又は 訪問時日(山)3日 以内の回数に 適用(1日1回を限る)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る業務を行なった場合、(注)に該当する理由に該当しない。
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 遠隔診察回診加算		1回につき1単位を加算												
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)												
注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 算入後(注)の算定回数については、注(1)及び(2)の注を参照。														

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (3.33単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.44単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.44単位)	+15/100	+10/100	+5/100	注 特別な薬剤が行われている在宅 の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際する必要な薬 学的管理指導を行った場合 注 在宅療養管理指導 に対する加算 注 在宅中心の療養管理 費加算
	(2) 居宅療養管理指導費(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (4.44単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (5.55単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (5.55単位)				
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.33単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (4.44単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.44単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (3.33単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.44単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.44単位)	+100単位			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (3.33単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.44単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.44単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (4.44単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (3.33単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.44単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.44単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (3.33単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (4.44単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.44単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.33単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (4.44単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.44単位)					

ハ(1)～(3)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮静剤注射を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行う(1)は医師が、当該利用者の急性性管理(1)と同時に併発の栄養管理を行う必要がある目的の指示を行った場合は、当該指示の日が30日間を超えて、また1回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

8 短期入所生活介護費

基本部分		標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準	標準		
Y 短期入所生活介護費 (日中)	1) 単独型短期入所生活介護費	単独型短期入所生活介護費(仮称) <仮称型施設>	1日につき 645 単位 11,939 単位																			
			1日につき 715 単位 13,359 単位																			
			1日につき 797 単位 14,809 単位																			
			1日につき 926 単位 17,099 単位																			
			1日につき 845 単位 15,769 単位																			
			1日につき 775 単位 14,519 単位																			
			1日につき 793 単位 14,689 単位																			
			1日につき 853 単位 15,679 単位																			
			1日につき 926 単位 17,099 単位																			
			1日につき 803 単位 15,019 単位																			
	2) 併設型短期入所生活介護費	併設型短期入所生活介護費(仮称) <仮称型施設>	1日につき 672 単位 12,449 単位																			
			1日につき 745 単位 13,799 単位																			
			1日につき 815 単位 15,029 単位																			
			1日につき 884 単位 16,269 単位																			
			1日につき 603 単位 11,169 単位																			
			1日につき 672 単位 12,449 単位																			
			1日につき 745 単位 13,799 単位																			
			1日につき 815 単位 15,029 単位																			
			1日につき 884 単位 16,269 単位																			
			1日につき 746 単位 13,799 単位																			
Z ユニオン型短期入所生活介護費 (日中)	1) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費	併設型ユニオン型短期入所生活介護費(仮称) <ユニオン型施設>	1日につき 815 単位 15,029 単位																			
			1日につき 891 単位 16,409 単位																			
			1日につき 959 単位 17,659 単位																			
			1日につき 1,028 単位 18,919 単位																			
			1日につき 746 単位 13,799 単位																			
			1日につき 815 単位 15,029 単位																			
			1日につき 891 単位 16,409 単位																			
			1日につき 959 単位 17,659 単位																			
			1日につき 1,028 単位 18,919 単位																			
			1日につき 754 単位 14,049 単位																			
	2) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費	併設型ユニオン型短期入所生活介護費(仮称) <ユニオン型施設>	1日につき 773 単位 14,469 単位																			
			1日につき 847 単位 15,619 単位																			
			1日につき 918 単位 16,779 単位																			
			1日につき 987 単位 17,929 単位																			
			1日につき 754 単位 14,049 単位																			
			1日につき 773 単位 14,469 単位																			
			1日につき 847 単位 15,619 単位																			
			1日につき 918 単位 16,779 単位																			
			1日につき 987 単位 17,929 単位																			
			1日につき 857 単位 15,819 単位																			

- D 付加価値費 (日中につき 1 単位毎に 1 単位につき 19 単位)
- E 療養費加算 (日中につき 1 単位毎に 1 単位につき 19 単位)
- F 看護費加算 (日中につき 1 単位毎に 1 単位につき 19 単位)
- G 食事療養費加算 (日中につき 1 単位毎に 1 単位につき 19 単位)
- H 認知症専門ケア加算 (日中につき 1 単位につき 1 単位につき 19 単位)
- I 生活動作上支援費加算 (日中につき 1 単位につき 1 単位につき 19 単位)
- J 福祉士・介護士等加算 (日中につき 1 単位につき 1 単位につき 19 単位)

1) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
2) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
3) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
4) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
5) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
6) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
7) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
8) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
9) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
10) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
11) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
12) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
13) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
14) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
15) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
16) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
17) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
18) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
19) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)
20) 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位)

※1 介護職員等特定処遇増進費 (日中につき 1 単位につき 19 単位) については、令和2年1月1日(平成31年)1月1日以前に限り適用する。

※2 介護職員等特定処遇増進費については、令和2年1月1日(平成31年)1月1日以前に限り適用する。

※3 介護職員等特定処遇増進費については、令和2年1月1日(平成31年)1月1日以前に限り適用する。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
		介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (1日につき)		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	753 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜従来型個室＞[基本型]	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜従来型個室＞[在宅強化型]	850 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜従来型個室＞[標準型]	974 単位																	
	二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	893 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[基本型]	944 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[在宅強化型]	1,017 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[標準型]	1,074 単位																	
	三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	922 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[基本型]	952 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[在宅強化型]	1,017 単位																	
		介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[標準型]	1,074 単位																	
四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	介護老人保健施設短期入所療養介護費	950 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[基本型]	979 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[在宅強化型]	1,044 単位																		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜多床室＞[標準型]	1,102 単位																		
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	885 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[基本型]	885 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[在宅強化型]	885 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[標準型]	905 単位																	
	二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	920 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[基本型]	920 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[在宅強化型]	920 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[標準型]	940 単位																	
	三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	950 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[基本型]	950 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[在宅強化型]	950 単位																	
		ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[標準型]	970 単位																	
四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	985 単位																		
	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[基本型]	985 単位																		
	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[在宅強化型]	985 単位																		
	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞[標準型]	1,005 単位																		
3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	一) 3時間以上4時間未満	664 単位																		
	二) 4時間以上6時間未満	927 単位																		
注 特別療養費	一) 療養体制維持特別加算																			
注 療養体制維持特別加算	二) 療養体制維持特別加算																			
4) 総合ケア管理加算	(利用中に1日を限度に、1日につき2.7単位を加算)																			
5) 医療連携強化加算	(1日につき 3.8単位を加算(1日に3回を限度))																			
6) 療養費加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																			
7) 認知症専門ケア加算	一) 認知症専門ケア加算																			
	二) 認知症専門ケア加算																			
8) 緊急時対応療養費	一) 緊急時対応療養費																			
	二) 緊急時対応療養費																			
9) 生産性向上推進体制加算	一) 生産性向上推進体制加算																			
	二) 生産性向上推進体制加算																			
10) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算																			
	二) サービス提供体制強化加算																			
	三) サービス提供体制強化加算																			

特別療養費、と緊急時対応療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給開始年度の対象外の算定項目
 身体拘束禁止実施加算については令和7年4月1日から適用する。
 職員研修計画未定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の強化及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
	初療者の数及び入院患者の数の合計を算入する場合は、その定員を超えない場合	活動的ユニットワークをユニット別に設置していない等ユニットケアにおける身体が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画実施減算	部下職設備基準を満たさない場合	検査を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	慢性認知症利用受入加算	初療者に対して支援を行う場合					
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	a 診療所短期入所療養介護費 ＜従来型個室＞	療養介護1	705 単位	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100					1日につき +200単位 (7日間の上限)	1日につき +30単位 (2日(夜間を有する場合は14日)を上限)	1日につき +120単位	1日につき +184単位	
		療養介護2	756 単位													
		療養介護3	806 単位													
		療養介護4	857 単位													
		療養介護5	908 単位													
		b 診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	療養介護1													732 単位
			療養介護2													786 単位
			療養介護3													839 単位
			療養介護4													893 単位
			療養介護5													946 単位
	c 診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	療養介護1	723 単位													
		療養介護2	775 単位													
		療養介護3	827 単位													
		療養介護4	879 単位													
		療養介護5	932 単位													
	d 診療所短期入所療養介護費 ＜多床室＞	療養介護1	832 単位													
		療養介護2	813 単位													
		療養介護3	864 単位													
		療養介護4	965 単位													
		療養介護5	1,016 単位													
	e 診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	療養介護1	847 単位													
		療養介護2	901 単位													
		療養介護3	954 単位													
		療養介護4	1,006 単位													
		療養介護5	1,059 単位													
f 診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	療養介護1	835 単位														
	療養介護2	888 単位														
	療養介護3	941 単位														
	療養介護4	992 単位														
	療養介護5	1,045 単位														
(二) 診療所短期入所療養介護費 (1)	a 診療所短期入所療養介護費 ＜従来型個室＞	療養介護1	670 単位													
		療養介護2	715 単位													
		療養介護3	762 単位													
		療養介護4	807 単位													
		療養介護5	854 単位													
	b 診療所短期入所療養介護費 ＜多床室＞	療養介護1	734 単位													
		療養介護2	779 単位													
		療養介護3	825 単位													
		療養介護4	871 単位													
		療養介護5	917 単位													
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室＞	療養介護1	835 単位	×97/100												
		療養介護2	887 単位													
		療養介護3	937 単位													
		療養介護4	988 単位													
		療養介護5	1,039 単位													
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	療養介護1	918 単位													
		療養介護2	970 単位													
		療養介護3	1,022 単位													
		療養介護4	1,076 単位													
		療養介護5	1,130 単位													
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	療養介護1	854 単位													
		療養介護2	907 単位													
		療養介護3	959 単位													
		療養介護4	1,010 単位													
		療養介護5	1,062 単位													
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜ユニット型個室的多床室＞	療養介護1	854 単位													
		療養介護2	907 単位													
		療養介護3	959 単位													
		療養介護4	1,010 単位													
		療養介護5	1,062 単位													
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室的多床室＞	療養介護1	854 単位													
		療養介護2	907 単位													
		療養介護3	959 単位													
		療養介護4	1,010 単位													
		療養介護5	1,062 単位													
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室的多床室＞	療養介護1	854 単位														
	療養介護2	907 単位														
	療養介護3	959 単位														
	療養介護4	1,010 単位														
	療養介護5	1,062 単位														
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	684 単位														
	(二) 4時間以上6時間未満	946 単位														
	(三) 6時間以上8時間未満	1,316 単位														
(4) 口腔機能強化加算 (1回につき 10単位を加算(1月に1回を上限))																
(5) 療養加算 (1回につき 4単位を加算(1日に1回を上限))																
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)														
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)														
(7) 特定診療費																
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(1)	(1月につき 100単位を加算)														
	(二) 生産性向上推進体制加算(2)	(1月につき 100単位を加算)														
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)														
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(1)	1日につき 所定単位数 × 31 / 100 (注)														
	(二) 介護職員等処遇改善加算(2)	1日につき 所定単位数 × 47 / 100 (注)														
	(三) 介護職員等処遇改善加算(3)	1日につき 所定単位数 × 33 / 100 (注)														
	(四) 介護職員等処遇改善加算(4)	1日につき 所定単位数 × 13 / 100 (注)														
	(五) 介護職員等処遇改善加算(5)	1日につき 所定単位数 × 44 / 100 (注)														
	(六) 介護職員等処遇改善加算(6)	1日につき 所定単位数 × 44 / 100 (注)														
	(七) 介護職員等処遇改善加算(7)	1日につき 所定単位数 × 47 / 100 (注)														
	(八) 介護職員等処遇改善加算(8)	1日につき 所定単位数 × 45 / 100 (注)														
	(九) 介護職員等処遇改善加算(9)	1日につき 所定単位数 × 45 / 100 (注)														
	(十) 介護職員等処遇改善加算(10)	1日につき 所定単位数 × 40 / 100 (注)														
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(11)	1日につき 所定単位数 × 35 / 100 (注)														
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(12)	1日につき 所定単位数 × 35 / 100 (注)														
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(13)	1日につき 所定単位数 × 35 / 100 (注)														
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(14)	1日につき 所定単位数 × 32 / 100 (注)														
	(十五) 介護職員等処遇改善加算(15)	1日につき 所定単位数 × 31 / 100 (注)														
(十六) 介護職員等処遇改善加算(16)	1日につき 所定単位数 × 37 / 100 (注)															
(十七) 介護職員等処遇改善加算(17)	1日につき 所定単位数 × 37 / 100 (注)															
(十八) 介護職員等処遇改善加算(18)	1日につき 所定単位数 × 34 / 100 (注)															
(十九) 介護職員等処遇改善加算(19)	1日につき 所定単位数 × 32 / 100 (注)															
(二十) 介護職員等処遇改善加算(20)	1日につき 所定単位数 × 15 / 100 (注)															

特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月1日から算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本料	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	10歳未満		10歳以上19歳未満		20歳以上29歳未満		30歳以上39歳未満		40歳以上49歳未満		50歳以上59歳未満		60歳以上69歳未満		70歳以上79歳未満		80歳以上		
		単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	単身	家族	
11 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-2 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-3 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-4 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-5 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-6 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-7 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-8 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-9 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-10 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-11 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-12 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-13 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-14 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-15 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-16 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	11-1-1-1-17 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)

12 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-2 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-3 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-4 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-5 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-6 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-7 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-8 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-9 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-10 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-11 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	12-12 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)
13 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-2 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-3 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-4 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-5 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-6 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-7 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-8 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-9 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-10 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-11 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	13-12 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)
14 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-1 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-2 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-3 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-4 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-5 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-6 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-7 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-8 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-9 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-10 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-11 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)	14-12 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)

※ 短期入所療養介護料(短期入所療養介護料)の算定に当たっては、以下のとおりとする。

- (1) 要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の区分は、介護認定書の記載に基づく。
- (2) 単身、家族の区分は、介護認定書の記載に基づく。
- (3) 10歳未満、10歳以上19歳未満、20歳以上29歳未満、30歳以上39歳未満、40歳以上49歳未満、50歳以上59歳未満、60歳以上69歳未満、70歳以上79歳未満、80歳以上の区分は、介護認定書の記載に基づく。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 特別修費				
注 療養体制維持特別加算	療養体制維持特別加算()	(1) 月につき 27単位を加算		
	療養体制維持特別加算()	(1) 月につき 37単位を加算		
ハ 夜勤加算	(1) 夜勤加算()	(1) 日につき 48単位を加算		
	(2) 夜勤加算()	(1) 日につき 38単位を加算		
ニ 遠隔時等看護連携加算(2)		(1) 月につき 1回を限度として18単位を加算		注 対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。
ホ 再入所採算確保加算(2)	入所費1人につき1回を限度として18単位を加算			注 対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算() (2)	在宅療養化後の場合	(1) 月につき 48単位を加算		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して遠隔を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅療養化以前の段階	(1) 月につき 48単位を加算		
ヘ 入所前後訪問看護加算() (2)	在宅療養化後の場合	(1) 月につき 48単位を加算		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して遠隔を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び遠隔後も継続的支援計画を作成した場合に算定
	在宅療養化以前の段階	(1) 月につき 48単位を加算		
ト 遠隔時等支援加算(2)	(一) 執行の遠隔時加算 (二) 遠隔時情報提供加算 (三) 入所前後加算 (四) 入所前後加算	(48)単位 (18)単位 (18)単位 (18)単位		注 入所期間が1回を超える入所者が試行的に遠隔する場合には、当該入所者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合 注 自宅等に遠隔した場合に、入所者の生活支援等に対して、当該入所者の診療情報、心身状況、生活支援等の情報を提供した場合 注 遠隔後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活支援等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
チ 能力支援看護連携加算	(1) 施設・診療を行う体制を常態化し、緊急時に人員を受け入れる体制を確保している能力発揮施設と連携している場合	(1) 月につき 58単位を加算		注 令和7年3月1日までの間は18単位を算定
	(2) 上記以外の能力発揮機関に連携している場合	(1) 月につき 8単位を加算		
テ 実働マスタシフト加算		(1) 日につき 11単位を加算		注 対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。
テ 経口摂取加算(2)		(1) 日につき 28単位を加算		注 対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。
テ 経口練習加算(2)	(1) 経口練習加算()	(1) 月につき 48単位を加算		注 対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。
	(2) 経口練習加算()	(1) 月につき 18単位を加算		注 経口練習加算、後算定していない場合は、算定しない。
テ 口腔衛生管理加算(2)	(1) 口腔衛生管理加算()	(1) 月につき 38単位を加算		注 経口練習加算、後算定していない場合は、算定しない。
	(2) 口腔衛生管理加算()	(1) 月につき 18単位を加算		注 歯科医師の指示を受け実施した歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアも行う場合、当該入所者に関する口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な指導の取組及び指導を行った場合
ト 療養加算		(1) 月につき 6単位を加算(1日に2回を限度)		
ト 在宅療養支援看護加算		療養支援費に1日につき 18単位を加算		
ト カかりつけ医療連携調整加算(2)	(1) かかりつけ医療連携調整加算() 調整加算()	かかりつけ医療連携調整加算() (入所者1人につき1回を限度として18単位を加算)		
	(2) かかりつけ医療連携調整加算()	(入所者1人につき1回を限度として18単位を加算)		
	(3) かかりつけ医療連携調整加算()	(入所者1人につき1回を限度として18単位を加算)		
ト 緊急時診療修費	(1) 緊急時診療修費 (2) 特定治療	療養支援費以外の修費 (1) 月に1回3日目を限度に、1日につき18単位を算定 療養支援費の場合 (1) 月に1回3日目を限度に、1日につき18単位を算定		
ト 所定休養施設修費(2)	(1) 所定休養施設修費()	(1) 月に1回7日目を限度に、1日につき28単位を算定		
	(2) 所定休養施設修費()	(1) 月に1回1日目を限度に、1日につき48単位を算定		
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()	(1) 日につき 3単位を加算		
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1) 日につき 4単位を加算		
ト 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1) 月につき 18単位を加算		
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1) 月につき 18単位を加算		
ト 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養支援費以外の修費 療養支援費の場合	(入所者7日単位) 1日につき28単位を算定 (入所者7日単位) 1日につき28単位を算定		
ト HVC(バーン)マスタシフト計画書情報加算(2)	(1) HVC(バーン)マスタシフト計画書情報加算()	(1) 月につき 38単位を算定		
	(2) HVC(バーン)マスタシフト計画書情報加算()	(1) 月につき 38単位を算定		
ト 看護マスタシフト加算(2)	(1) 看護マスタシフト加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 看護マスタシフト加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ト 居宅支援加算(2)	(1) 居宅支援加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 居宅支援加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(3) 居宅支援加算()	(1) 月につき 28単位を算定		
ト 居宅支援促進加算(2)		(1) 月につき 18単位を算定		
ト 科学的介護推進体制加算(2)	(1) 科学的介護推進体制加算()	(1) 月につき 48単位を算定		
	(2) 科学的介護推進体制加算()	(1) 月につき 48単位を算定		
ト 安全対策体制加算(2)		(入所者1人につき1回を限度として18単位を算定)		
ト 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1) 月につき 8単位を算定		
ト 新興感染症等対応修費		(1) 月に1回、最長3日目を限度として、248単位を算定		
ト 生涯性向上推進体制加算	(1) 生涯性向上推進体制加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
	(2) 生涯性向上推進体制加算()	(1) 月につき 18単位を算定		
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 28単位を算定		
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 18単位を算定		
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1) 日につき 6単位を算定		

※1～5については人員配置計画を適用する場合には、短期集中HVC(バーン)実施加算、認知症対策中HVC(バーン)実施加算を適用しない。
 ※イ(4)及び(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。
 ※業務継続計画策定実績については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 ※対象施設の基本業務でない場合は、算定しない。

4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																							
基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																							
イ 型介護医療院サービス費 (1日につき)	(1) 型介護医療院サービス費() ＜従来型個室＞	(一)	要介護1 (721 単位) 要介護2 (832 単位) 要介護3 (1,070 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,283 単位)	×90 / 100	×90 / 100																																																	
		(二)	要介護1 (833 単位) 要介護2 (943 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,375 単位)																																																			
		(一)	要介護1 (711 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,245 単位)																																																			
		(二)	要介護1 (821 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (1,165 単位) 要介護4 (1,264 単位) 要介護5 (1,355 単位)																																																			
	(2) 型介護医療院サービス費() ＜多床室＞	(一)	要介護1 (804 単位) 要介護3 (1,039 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,228 単位)													×90 / 100	×90 / 100																																					
		(二)	要介護1 (805 単位) 要介護2 (914 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,248 単位) 要介護5 (1,338 単位)																																																			
		(一)	要介護1 (675 単位) 要介護2 (771 単位) 要介護3 (981 単位) 要介護5 (1,149 単位)																																																			
		(二)	要介護1 (786 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (1,092 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,261 単位)																																																			
	ロ 型介護医療院サービス費 (1日につき)	(1) 型介護医療院サービス費() ＜従来型個室＞	(一)																										要介護1 (659 単位) 要介護2 (755 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,133 単位)	×90 / 100	×90 / 100																							
			(二)																										要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)																									
			(一)																										要介護1 (770 単位) 要介護2 (867 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,165 単位) 要介護5 (1,245 単位)																									
			(二)																										要介護1 (868 単位) 要介護2 (957 単位) 要介護3 (1,166 単位) 要介護4 (1,245 単位) 要介護5 (1,324 単位)																									
(2) 型介護医療院サービス費() ＜多床室＞		(一)	要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)	×90 / 100	×90 / 100																																																	
		(二)	要介護1 (759 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,234 単位)																																																			
		(一)	要介護1 (861 単位) 要介護2 (958 単位) 要介護3 (1,168 単位) 要介護4 (1,248 単位) 要介護5 (1,328 単位)																																																			
		(二)	要介護1 (961 単位) 要介護2 (1,051 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,351 単位) 要介護5 (1,431 単位)																																																			
ハ 特別介護医療院サービス費 (1日につき)		(1) 型特別介護医療院サービス費 ＜従来型個室＞	(一)													要介護1 (809 単位) 要介護2 (908 単位) 要介護3 (1,081 単位) 要介護4 (1,168 単位) 要介護5 (1,244 単位)	×90 / 100	×90 / 100																																				
			(二)													要介護1 (809 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (1,031 単位) 要介護4 (1,106 単位) 要介護5 (1,271 単位)																																						
			(一)													要介護1 (614 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (905 単位) 要介護4 (991 単位) 要介護5 (1,066 単位)																																						
			(二)													要介護1 (721 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,172 単位)																																						
	(2) 型特別介護医療院サービス費 ＜多床室＞	(一)	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)													×90 / 100														×90 / 100																								
		(二)	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)																																																			
		(一)	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																																																			
		(二)	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																																																			
	ニ ユニット型介護医療院サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 型介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室＞	(一)	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)	×97 / 100	×97 / 100																																																
			(二)	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																																																		
		ニ ユニット型 型介護医療院サービス費 ＜ユニット型個室の多床室＞	(一)	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)																																						×90 / 100	×90 / 100											
			(二)	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)																																																		
(一)			要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																																																			
(二)			要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																																																			
(2) ユニット型 型特別介護医療院サービス費	(一)	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)	×90 / 100	×90 / 100																																																		
	(二)	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																																																				

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 439単位)	
チ 退所時栄養情報連携加算 (2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算) 注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 退所時指導等加算 (2)	ア 退所前訪問指導加算 (入所者1人中1又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
	イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回)を限度に、460単位を算定	
	ウ 退所時指導加算 (400単位)	
	エ 退所時情報提供加算 (500単位)	
	オ 退所時情報提供加算 (250単位)	
	カ 退所前連携加算 (500単位)	
セ 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)	
テ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口維持加算 (2)	(一) 経口維持加算() (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定しない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算() (1月につき 100単位を加算)	
ロ 口腔衛生管理加算 (2)	(一) 口腔衛生管理加算() (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う。当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算() (1月につき 100単位を加算)	
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
シ 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)	
ソ 特別診療費 (2)		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 150単位を加算)	
	(二) 認知症チームケア推進加算() (1月につき 120単位を加算)	
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所者7日に限り) 1日につき200単位を加算	
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算() 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)	
リ 排せつ支援加算 (2)	(1) 排せつ支援加算() (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算() (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算() (1月につき 20単位を加算)	
ロ 自立支援促進加算 (2)	(1月につき 200単位を加算)	
リ 科学的介護推進体制加算 (2)	(1) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算() (1月につき 60単位を加算)	
ヲ 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算() (1月につき 5単位を加算)	
ケ 新興感染症施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定	
コ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)	
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 8単位を加算)	
カ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき 所定単位数×17/1000)	注 所定単位数は、(ケ)のケまでに算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十五) 介護職員等処遇改善加算(十五) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十六) 介護職員等処遇改善加算(十六) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十七) 介護職員等処遇改善加算(十七) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十八) 介護職員等処遇改善加算(十八) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(十九) 介護職員等処遇改善加算(十九) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十) 介護職員等処遇改善加算(二十) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十一) 介護職員等処遇改善加算(二十一) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十二) 介護職員等処遇改善加算(二十二) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十三) 介護職員等処遇改善加算(二十三) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十四) 介護職員等処遇改善加算(二十四) (1月につき 所定単位数×17/1000)	
	(二十五) 介護職員等処遇改善加算(二十五) (1月につき 所定単位数×17/1000)	

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及びハを適用する場合には、(2)を適用しない。
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで特例適用。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算()								
	(二) 介護職員等処遇改善加算()								
	(三) 介護職員等処遇改善加算()								
	(四) 介護職員等処遇改善加算()								
	(五) 介護職員等処遇改善加算()								
	(六) 介護職員等処遇改善加算()								
	(七) 介護職員等処遇改善加算()								
	(八) 介護職員等処遇改善加算()								
	(九) 介護職員等処遇改善加算()								
	(十) 介護職員等処遇改善加算()								
(十一) 介護職員等処遇改善加算()									
(十二) 介護職員等処遇改善加算()									
(十三) 介護職員等処遇改善加算()									
(十四) 介護職員等処遇改善加算()									

注 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計
 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																										
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問看護サービスの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問又は訪問療育の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位	(2) 30分未満	(11.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位	×9/100															訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位	(2) 30分未満	(12.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位	×9/100															<table border="1"> <tr> <td>1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合</td> <td>+300単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>×9/100</td> </tr> </table>	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合	+300単位	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100	事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100	+15/100	+10/100	+5/100											
介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(11.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(11.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.4)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）</td> <td>(11.5)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位	(2) 30分未満	(11.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位	×9/100																																																													
(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(11.1)単位																																																																								
(2) 30分未満	(11.2)単位																																																																								
(3) 30分以上1時間未満	(11.3)単位																																																																								
(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.4)単位																																																																								
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は11.1）	(11.5)単位																																																																								
訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）</td> <td>(12.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 30分未満</td> <td>(12.2)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 30分以上1時間未満</td> <td>(12.3)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(12.4)単位</td> </tr> </table>	(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位	(2) 30分未満	(12.2)単位	(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位	×9/100																																																															
(1) 30分未満 （高次介護、20分以上の介護時間又は看護時間による訪問を行った場合を算定可能）	(12.1)単位																																																																								
(2) 30分未満	(12.2)単位																																																																								
(3) 30分以上1時間未満	(12.3)単位																																																																								
(4) 1時間以上1時間30分未満	(12.4)単位																																																																								
1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合	+300単位																																																																								
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																								
事業所と同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	×9/100																																																																								
特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における介護療養型医療施設、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、認知症対応型訪問看護加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、14. 支給限度額管理の対象外の算定項目																																																																									
事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合、在宅訪問の場合、夜間・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。																																																																									

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																					
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問リハビリテーションの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table> </td> <td>×9/100</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位	×9/100										介護療養型医療施設の場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位	×9/100									<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>+10/100</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>+5/100</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	+15/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	+10/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	+5/100	+10/100	+5/100							
介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位	×9/100																																									
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位																																														
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位																																														
介護療養型医療施設の場合	<table border="1"> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合</td> <td>(1)単位</td> </tr> <tr> <td>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合</td> <td>(2)単位</td> </tr> </table>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位	×9/100																																									
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	(1)単位																																														
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	(2)単位																																														
事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	+15/100																																														
事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行った場合	+10/100																																														
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合	+5/100																																														
特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における介護療養型医療施設、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算、14. 支給限度額管理の対象外の算定項目																																															
事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合、在宅訪問の場合、夜間・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。																																															

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別介護予防費 認定療養管理指導費 加算	注 特別介護予防費 認定療養管理指導費 加算	注 介護予防費 認定療養管理指導費 加算						
イ 介護予防介護 （月1回有償）	11 介護予防居宅療養管理指導費（1） （2）以外の	（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100	+5/100						
		（二）第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
	（三）（一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	12 介護予防居宅療養管理指導費（1） に特別介護予防費認定療養管理指導費 認定療養管理指導費 加算料を算定する 場合	（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
（二）第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位											
ロ 個別介護予防介護 （月1回有償）	11 第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100				+10/100	+5/100				
	12 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	13 （1）及び（2）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
ハ 個別介護予防介護	11 当該認定居宅療養管理指導費の算定額が介護予防費（月1回有償）							（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100	+5/100
								（二）第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位			
	（三）（一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	12 個別介護予防費の算定額が介護予防費（月1回有償）							（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位			
（二）第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位											
ニ 居宅療養管理指導費 （月1回有償）	11 当該認定居宅療養管理指導費の算定額が居宅療養管理指導費（月1回有償）		（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100			+5/100			
			（二）第一種施設住者2人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
			（三）（一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
	12 当該認定居宅療養管理指導費の算定額が居宅療養管理指導費（月1回有償）		（一）第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
		（二）第一種施設住者2人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
		（三）（一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
ホ 個別介護予防 （月1回有償）	11 第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100	+5/100							
	12 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	13 （1）及び（2）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										

注
特別介護予防費認定療養管理指導費加算料を算定する必要がある認定居宅療養管理指導費を行う場合
+15/100

注
特別介護予防費認定療養管理指導費加算料を算定する必要がある認定居宅療養管理指導費を行う場合
+10/100

11（1）（2）（3）について、本人未納の場合、中心連絡先者等が1人以上を有する場合は、原則として介護予防費認定療養管理指導費（月1回有償）を算定する。ただし、介護予防費認定療養管理指導費（月1回有償）を算定する必要がある認定居宅療養管理指導費を行う場合は、当該居宅療養管理指導費の算定額が介護予防費（月1回有償）に満たない場合は、当該居宅療養管理指導費の算定額を介護予防費（月1回有償）とみなす。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護認定されない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護認定されない場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-17/100	-17/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
ロ 退院時共同措置加算			(1回につき 600単位)									
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	(1月につき 150単位を加算)										
	(2) 口腔機能向上加算()	(1月につき 160単位を加算)										
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)									
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)									
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)									
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×86/1000)										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×83/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×66/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×53/1000)										
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算() (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算() (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)									
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)										
		(六) 介護職員等処遇改善加算() (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)									
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算() (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)									
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)										
		(十) 介護職員等処遇改善加算() (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)									
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)										
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)										
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計									
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。												
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。												

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (479 単位)	442 単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (596 単位)	548 単位														
	2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (451 単位)	442 単位														
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (561 単位)	548 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (561 単位)	503 単位														
		(二) 経過的単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (681 単位)	623 単位														
	2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (529 単位)	503 単位														
		(二) 経過的併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)	623 単位														

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10 単位を加算)
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.0 (100%)	注 所定単位数は、(お住まいの地域)ごとの単位数 の合計
	2) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.1 (110%)	
	3) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.2 (120%)	
	4) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.3 (130%)	
	5) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.4 (140%)	
	6) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.5 (150%)	
	7) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.6 (160%)	
	8) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.7 (170%)	
	9) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.8 (180%)	
	10) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.9 (190%)	
	11) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 2.0 (200%)	
	12) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 2.1 (210%)	

身体拘束防止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注												
				高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること	高齢者(75歳以上の高齢者)の割合が50%以上であること												
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔基本型〕	要支援1 (579 単位) 要支援2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 上限)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位												
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔在宅強化型〕	要支援1 (632 単位) 要支援2 (778 単位)																							
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔基本型〕	要支援1 (613 単位) 要支援2 (774 単位)																							
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔在宅強化型〕	要支援1 (672 単位) 要支援2 (834 単位)																							
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型〕	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)																							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)																							
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型〕	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)																							
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)																							
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位)																							
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)																							
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型〕	要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位)																							
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)																							
	(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔基本型〕												要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 上限)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔在宅強化型〕												要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)											
			c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔基本型〕												要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)											
			d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔在宅強化型〕												要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)											
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護職員を配置＞		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																							
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																							
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																							
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																							
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護オンコール体制＞		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																							
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																							
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																							
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																							

特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員三定改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務経費計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員三定改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100		-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 () 看護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)											
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)											
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)													
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)													
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1日に1回を限度))														
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)													
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
(6) 特定診療費														
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)													
	(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)													
(3) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×51/1,000)	注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×47/1,000)													
	(三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	(四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×28/1,000)													
	1. 介護職員等処遇改善加算 () (1)													(1月につき → 所定単位×46/1,000)
	2. 介護職員等処遇改善加算 () (2)													(1月につき → 所定単位×44/1,000)
	3. 介護職員等処遇改善加算 () (3)													(1月につき → 所定単位×42/1,000)
	4. 介護職員等処遇改善加算 () (4)													(1月につき → 所定単位×40/1,000)
	5. 介護職員等処遇改善加算 () (5)													(1月につき → 所定単位×39/1,000)
	6. 介護職員等処遇改善加算 () (6)													(1月につき → 所定単位×35/1,000)
	7. 介護職員等処遇改善加算 () (7)													(1月につき → 所定単位×35/1,000)
	8. 介護職員等処遇改善加算 () (8)													(1月につき → 所定単位×31/1,000)
	9. 介護職員等処遇改善加算 () (9)													(1月につき → 所定単位×31/1,000)
	10. 介護職員等処遇改善加算 () (10)													(1月につき → 所定単位×30/1,000)
	11. 介護職員等処遇改善加算 () (11)													(1月につき → 所定単位×24/1,000)
	12. 介護職員等処遇改善加算 () (12)													(1月につき → 所定単位×26/1,000)
	13. 介護職員等処遇改善加算 () (13)													(1月につき → 所定単位×20/1,000)
	14. 介護職員等処遇改善加算 () (14)													(1月につき → 所定単位×15/1,000)
	15. 介護職員等処遇改善加算 () (15)													(1月につき → 所定単位×15/1,000)

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
		介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費	介護予防短期入所療養介護費		
(1) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 603 単位																	
		5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 741 単位																	
		6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 666 単位																	
	二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 551 単位																	
		5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 731 単位																	
		6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 654 単位																	
	三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 575 単位																	
		5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 715 単位																	
		6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 636 単位																	
	(2) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 637 単位																
			5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 797 単位																
			6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 558 単位																
二) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費		4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 695 単位																	
		5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 621 単位																	
		6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 771 単位																	
三) 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費		4 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 546 単位																	
		5 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 674 単位																	
		6 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 610 単位																	
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		一) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 547 単位																
			5 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 679 単位																
			6 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 606 単位																
	二) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 521 単位																	
		5 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 642 単位																	
		6 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 581 単位																	
	(4) ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 667 単位																
			5 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 692 単位																
			6 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 687 単位																
		二) ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 677 単位																
			5 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 841 単位																
			6 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 677 単位																
(5) ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		一) ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 703 単位																
			5 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 856 単位																
			6 ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 703 単位																
		二) 経過的ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 経過的ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 643 単位																
			5 経過的ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 799 単位																
			6 経過的ユニオン型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 643 単位																
	(6) ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	一) ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 799 単位																
			5 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 799 単位																
			6 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 643 単位																
		二) ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	4 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 614 単位																
			5 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 670 単位																
			6 ユニオン型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (従来型) 1 670 単位																
(7) 口移乗強化加算 (1回につき 51単位)(月に1回を限度)																			
(8) 標準費加算 (1回につき 5単位を限度)(月に1回を限度)																			
(9) 緊急時施設費加算		緊急時施設費加算 (1月につき1日を除き1日に1回を限度)																	
(10) 認知症専門ケア加算		一)認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を限度) 二)認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を限度)																	
(11) 特別加算 (2)																			
(12) 生活向上推進体制加算		一) 生活向上推進体制加算 (1) (1月につき 13単位を限度)																	
	二) 生活向上推進体制加算 (2) (1月につき 13単位を限度)																		
	三) 生活向上推進体制加算 (3) (1月につき 13単位を限度)																		
(13) サービス提供体制強化加算	一) サービス提供体制強化加算 (1) (1月につき 13単位を限度)																		
	二) サービス提供体制強化加算 (2) (1月につき 13単位を限度)																		
	三) サービス提供体制強化加算 (3) (1月につき 13単位を限度)																		

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	単位数	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
		介護予防施設 の施設費に 係る消費税	介護職員 の給与 に係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税	施設費 に 係る消費税
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77 / 110			- 10 / 100										
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67 単位)		470 / 100			- 1 / 100										

介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77 / 110			- 10 / 100										
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 67 単位)	470 / 100			- 1 / 100										

介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77 / 110			- 10 / 100										
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 67 単位)	470 / 100			- 1 / 100										

介護予防特定施設入居者生活介護費
要支援1 183単位
要支援2 313単位
施設費に課税する消費税は、令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未確定減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月1日までの期間適用しない。
介護職員給与に課税する消費税は、令和7年4月1日から適用する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
介護予防福祉用具貸与費 (要支援1) 183単位 (要支援2) 313単位															

介護予防福祉用具貸与費
要支援1 183単位
要支援2 313単位
施設費に課税する消費税は、令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未確定減額については、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月1日までの期間適用しない。
介護職員給与に課税する消費税は、令和7年4月1日から適用する。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)				+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構成

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		看護員によるサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止指導等実施加算	業務給付未定算	場所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定住者の利用サービス加算	特別地域定住者へのサービス提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	緊急時対応型訪問介護看護加算	緊急時対応型訪問介護看護加算	特別管理加算	ターゲティング加算											
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 38 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100																			
		要介護2 (9,720 単位)																					- 62 単位	
		要介護3 (16,140 単位)																					- 111 単位	
		要介護4 (20,417 単位)																					- 144 単位	
		要介護5 (24,692 単位)																					- 233 単位	
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)																					- 51 単位	
		要介護2 (12,413 単位)																					- 141 単位	
		要介護3 (18,948 単位)																					- 216 単位	
		要介護4 (23,359 単位)																					- 266 単位	
		要介護5 (28,298 単位)																					- 322 単位	
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費() (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)																							
	要介護2 (9,720 単位)																							
	要介護3 (16,140 単位)																							
	要介護4 (20,417 単位)																							
	要介護5 (24,692 単位)																							
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費()	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 889 単位)																							
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)																							
	随時訪問サービス費() (1回につき 567 単位)																							
	随時訪問サービス費() (1回につき 764 単位)																							
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +30 単位)																								
ホ 巡回時共同指導加算 一 体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき +68 単位)																								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200 単位を加算)																							
	(2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800 単位を加算)																							
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +100 単位)																							
	(2) 生活機能向上連携加算() (1月につき +200 単位)																							
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算() (1月につき +90 単位)																						
		(二) 認知症専門ケア加算() (1月につき +120 単位)																						
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき +3 単位)																						
		(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき +4 単位)																						
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50 単位(1月に1回を限度))																								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +750 単位)																						
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき +640 単位)																						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき +350 単位)																						
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算() (1回につき +22 単位)																						
		(二) サービス提供体制強化加算() (1回につき +18 単位)																						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6 単位)																						
<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に所在する小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時対応型訪問看護加算、特別管理加算、ターゲティング加算、総合マネジメント体制強化加算(一) サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算(二) サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算(三) サービス提供体制強化加算については、支給限度額の対称性の算定項目。事業所同一建築物利用者は同一建築物利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合は、支給限度額の算定の趣旨、当該算定の単位数を本人。業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。</p>																								
<p>【解説】単位数算定記号の説明 ○ 算定対象となる項目 △ 算定対象となる項目(ただし、条件あり) × 算定対象外となる項目 / 算定対象となる項目(ただし、条件あり) ※ 算定対象となる項目(ただし、条件あり)</p>																								

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算()							
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)				(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)
		(二)認知症専門ケア加算()							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算()							
		(三)サービス提供体制強化加算()							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算()							
		(三)サービス提供体制強化加算()							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)								
	(一)介護職員等処遇改善加算() (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)								
	(二)介護職員等処遇改善加算() (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)								
	(三)介護職員等処遇改善加算() (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)								
	(四)介護職員等処遇改善加算() (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)								
	(五)介護職員等処遇改善加算() (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)								
	(六)介護職員等処遇改善加算() (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)								
	(七)介護職員等処遇改善加算() (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)								
	(八)介護職員等処遇改善加算() (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)								
	(九)介護職員等処遇改善加算() (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)								
	(十)介護職員等処遇改善加算() (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)								
(十一)介護職員等処遇改善加算() (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)									
(十二)介護職員等処遇改善加算() (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)									
(十三)介護職員等処遇改善加算() (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)									
(十四)介護職員等処遇改善加算() (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)									

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録職員を超えない場合	依頼者の員数が基準に満たない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		要介護2 (15,370 単位)										
		要介護3 (22,359 単位)										
		要介護4 (24,677 単位)										
		要介護5 (27,209 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)										
		要介護2 (13,849 単位)										
		要介護3 (20,144 単位)										
		要介護4 (22,233 単位)										
		要介護5 (24,516 単位)										
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)											
	要介護2 (640 単位)											
	要介護3 (709 単位)											
	要介護4 (777 単位)											
	要介護5 (843 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)										
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 890単位を加算)										
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 760単位を加算)										
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)										
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
観護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)										
	(2) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 観護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)										
チ 看取の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 1,200単位を加算)										
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)										
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)										
サ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))									
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)										
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 75単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 64単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 320単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 12単位を加算)										
サ 介護職員処遇改善加算	イ(1)介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×121/100)									
		介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(6)	(1月につき +所定単位数×121/100)									
		介護職員処遇改善加算(7)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(8)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(9)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(10)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(11)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(12)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(13)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(14)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
		介護職員処遇改善加算(15)	(1月につき +所定単位数×143/100)									
特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の対象外の算定項目												

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護が必要な者に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	業務継続計画未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に2人以上以上不足する場合	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	785 単位	×7/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2	801 単位										
		要介護3	824 単位										
		要介護4	841 単位										
		要介護5	859 単位										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看護の介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日前1日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談 診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 104単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)

ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(イ)	(1日につき 57単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(ニ)	(1日につき 8単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ト 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算、利用者1人につき1回を限度)

チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(イ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(ロ)	(1日につき 4単位を加算)

リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(イ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(ロ)	(1月につき 120単位を加算)

ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(ロ)	(1月につき 200単位を加算)

ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

エ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ウ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

コ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(イ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(ロ)	(1月につき 5単位を加算)

ク 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(ロ)	(1月につき 10単位を加算)

ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)

ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

テ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

セ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(ニ)	(1日につき 22単位を加算)
	(5) サービス提供体制強化加算(ホ)	(1日につき 18単位を加算)
	(6) サービス提供体制強化加算(ヘ)	(1日につき 8単位を加算)
	(7) サービス提供体制強化加算(ト)	(1日につき 22単位を加算)
	(8) サービス提供体制強化加算(チ)	(1日につき 18単位を加算)
	(9) サービス提供体制強化加算(リ)	(1日につき 8単位を加算)
	(10) サービス提供体制強化加算(ス)	(1日につき 22単位を加算)

注 療科医師又は療科医師の指示を受けた療科衛生士が、介護職員に代って認知症に係る予防的措置及び指導を月1回以上行っている場合

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束薬未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 サービス提供体制強化加算(イ)については、令和7年3月1日をもって廃止する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注		注		注		注		注		注				
		介護介助職員の数に基準に満たない場合	身体拘束の発生状況	高齢者虐待防止措置の実施状況	虐待防止措置の実施状況	介護職員処遇改善加算(1)	介護職員処遇改善加算(2)	介護職員処遇改善加算(3)	介護職員処遇改善加算(4)	介護職員処遇改善加算(5)	介護職員処遇改善加算(6)	介護職員処遇改善加算(7)	介護職員処遇改善加算(8)	介護職員処遇改善加算(9)	介護職員処遇改善加算(10)	介護職員処遇改善加算(11)	介護職員処遇改善加算(12)			
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	546				1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (1月に超過する場合は、超過した月につき100単位)	1月につき +20単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +11単位	1月につき +11単位	1日につき +11単位	1日につき +9単位	1日につき +10単位	1日につき +10単位			
	要介護2	614	-10/100																	
	要介護3	685																		
	要介護4	750																		
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	546																		
	要介護2	614																		
	要介護3	685	-1/100																	
	要介護4	820																		
A 施設・設備の整備等(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき、30単位を超過)																		
B 職員の処遇改善(イを算定する場合のみ算定)	(1) 職員の処遇改善加算	1) 死亡日前1日以下49日以下 (1日につき、72単位を超過)																		
	(2) 職員の処遇改善加算	2) 死亡日前1日以上30日以下 (1日につき、44単位を超過)																		
C 施設・設備の整備等(ロを算定する場合のみ算定)	(1) 職員の処遇改善加算	1) 死亡日前1日以下49日以下 (1日につき、72単位を超過)																		
	(2) 職員の処遇改善加算	2) 死亡日前1日以上30日以下 (1日につき、44単位を超過)																		
D 施設・設備の整備等(イを算定する場合のみ算定)	(1) 単位																			
E 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算	(1日につき、3単位を超過)																		
	(2) 認知症専門ケア加算	(1日につき、4単位を超過)																		
F 科学的介護推進加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 単位																			
G 高齢者施設等感染対策向上加算	1) 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 1日につき、18単位を超過)																		
	2) 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 1日につき、5単位を超過)																		
H 高齢者施設等感染対策加算	(1) 1日につき、241単位を超過)																			
I 生活向上支援体制強化加算	1) 生活向上支援体制強化加算	(1) 1月につき、18単位を超過)																		
	2) 生活向上支援体制強化加算	(1) 1月につき、18単位を超過)																		
J サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算	(1) 1日につき、2単位を超過)																		
	2) サービス提供体制強化加算	(1) 1日につき、18単位を超過)																		
	3) サービス提供体制強化加算	(1) 1日につき、6単位を超過)																		
K サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)		1) サービス提供体制強化加算(1)			
	2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)		2) サービス提供体制強化加算(2)	
	3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)		3) サービス提供体制強化加算(3)	
	4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)		4) サービス提供体制強化加算(4)	
	5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)		5) サービス提供体制強化加算(5)	
	6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)		6) サービス提供体制強化加算(6)	
	7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)		7) サービス提供体制強化加算(7)	
	8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)		8) サービス提供体制強化加算(8)	
	9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)		9) サービス提供体制強化加算(9)	
	10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)		10) サービス提供体制強化加算(10)	
	11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)		11) サービス提供体制強化加算(11)	
	12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)		12) サービス提供体制強化加算(12)	
	13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)		13) サービス提供体制強化加算(13)	
	14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)		14) サービス提供体制強化加算(14)	
	15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)		15) サービス提供体制強化加算(15)	

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分別介護費標準額に準じて算定される。
 身体拘束発生率超過加算については、区分別介護費標準額に、令和7年(2)1日付分を算定する。
 業務経費計画未算定減額については、区分別の平均及び人員の割合と、その割合の算出及び発生状況に関する具体的な計画の算定を行っている場合は、令和7年(3)1日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年(3)1日付分を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (12,247 単位) 要介護2 (17,415 単位) 要介護3 (24,481 単位) 要介護4 (27,766 単位) 要介護5 (31,050 単位) 要介護1 (11,214 単位) 要介護2 (15,691 単位) 要介護3 (22,057 単位) 要介護4 (26,517 単位) 要介護5 (571 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	- 33.5 単位 - 32.5 単位 - 31.5 単位 - 30.5 単位 - 29.5 単位 - 28.5 単位 - 27.5 単位 - 26.5 単位 - 25.5 単位 - 24.5 単位 - 23.5 単位 - 22.5 単位 - 21.5 単位 - 20.5 単位 - 19.5 単位 - 18.5 単位 - 17.5 単位 - 16.5 単位 - 15.5 単位 - 14.5 単位 - 13.5 単位 - 12.5 単位 - 11.5 単位 - 10.5 単位 - 9.5 単位 - 8.5 単位 - 7.5 単位 - 6.5 単位 - 5.5 単位 - 4.5 単位 - 3.5 単位 - 2.5 単位 - 1.5 単位 - 0.5 単位	- 33 単位 - 32 単位 - 31 単位 - 30 単位 - 29 単位 - 28 単位 - 27 単位 - 26 単位 - 25 単位 - 24 単位 - 23 単位 - 22 単位 - 21 単位 - 20 単位 - 19 単位 - 18 単位 - 17 単位 - 16 単位 - 15 単位 - 14 単位 - 13 単位 - 12 単位 - 11 単位 - 10 単位 - 9 単位 - 8 単位 - 7 単位 - 6 単位 - 5 単位 - 4 単位 - 3 単位 - 2 単位 - 1 単位 - 0 単位	- 33 単位 - 32 単位 - 31 単位 - 30 単位 - 29 単位 - 28 単位 - 27 単位 - 26 単位 - 25 単位 - 24 単位 - 23 単位 - 22 単位 - 21 単位 - 20 単位 - 19 単位 - 18 単位 - 17 単位 - 16 単位 - 15 単位 - 14 単位 - 13 単位 - 12 単位 - 11 単位 - 10 単位 - 9 単位 - 8 単位 - 7 単位 - 6 単位 - 5 単位 - 4 単位 - 3 単位 - 2 単位 - 1 単位 - 0 単位
A 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 1.0 単位を加算)															
B 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 認知症加算 () (1月につき 9.0 単位を加算) (2) 認知症加算 () (1月につき 9.0 単位を加算) (3) 認知症加算 () (1月につき 7.0 単位を加算) (4) 認知症加算 () (1月につき 4.0 単位を加算)															
C 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 2.0 単位を加算 (7 日間を限度))															
D 定住性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 8.0 単位を加算)															
E 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 5.0 単位を加算)															
F 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 2.0 単位を加算 (1月につき2回を限度))															
G 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 () (1回につき 2.0 単位を加算 (6月につき1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算 () (1回につき 3.0 単位を加算 (6月につき1回を限度))															
H 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 口腔機能向上加算 () (1回につき 1.0 単位 (2 月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算 () (1回につき 1.0 単位 (2 月2回を限度))															
I 通所時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5.0 単位を加算)															
J 緊急時対応加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 7.0 単位を加算)															
K 特別加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 特別加算 () (1月につき 5.0 単位を加算) (2) 特別加算 () (1月につき 2.0 単位を加算)															
L 専門管理加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2.0 単位を加算)															
M ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2.0 単位を加算)		注 死亡及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合													
N 遠隔地へ診断補助加算 (イを算定する場合のみ算定) (1.0 単位を加算)		注 主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合													
O 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 看護体制強化加算 () (1月につき 2.0 単位を加算) (2) 看護体制強化加算 () (1月につき 2.0 単位を加算)															
P 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 訪問体制強化加算 () (1月につき 1.0 単位を加算)															
Q 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 2.0 単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 3.0 単位を加算)															
R 総合マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 総合マネジメント加算 () (1月につき 3.0 単位を加算) (2) 総合マネジメント加算 () (1月につき 1.0 単位を加算)															
S 排せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 排せつ支援加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) (2) 排せつ支援加算 () (1月につき 1.5 単位を加算) (3) 排せつ支援加算 () (1月につき 2.0 単位を加算)															
T 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 4.0 単位を加算)															
U 生産性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 1.0 単位を加算)															
V サービス提供体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(1) (イ)を算定し、かつ「サービス提供体制強化加算」(一)を算定している場合 (1月につき 7.0 単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 6.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 5.0 単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 4.0 単位を加算) (五) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 3.0 単位を加算) (六) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 2.0 単位を加算) (七) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) (八) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 0 単位を加算)															
(2) (イ)を算定し、かつ「サービス提供体制強化加算」(二)を算定している場合 (1月につき 1.0 単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 2.0 単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 3.0 単位を加算) (五) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 4.0 単位を加算) (六) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 5.0 単位を加算) (七) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 6.0 単位を加算) (八) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 7.0 単位を加算)															
W 介護職員処遇改善加算 (イを算定する場合のみ算定)															
1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 4) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 5) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 6) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 7) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 8) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 9) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 10) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 11) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 12) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 13) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 14) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 15) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 16) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 17) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 18) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 19) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 20) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 21) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 22) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 23) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 24) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 25) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 26) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 27) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 28) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 29) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 30) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 31) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 32) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 33) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 34) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 35) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 36) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 37) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 38) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 39) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 40) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 41) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 42) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 43) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 44) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 45) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 46) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 47) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 48) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 49) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 50) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 51) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 52) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 53) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 54) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 55) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 56) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 57) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 58) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 59) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 60) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 61) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 62) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 63) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 64) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 65) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 66) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 67) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 68) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 69) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 70) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 71) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 72) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 73) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 74) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 75) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 76) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 77) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 78) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 79) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 80) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 81) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 82) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 83) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 84) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 85) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 86) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 87) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 88) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 89) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 90) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 91) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 92) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 93) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 94) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 95) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 96) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 97) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 98) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 99) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算) 100) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき 1.0 単位を加算)		注 実施額は、イからウまでを1単位とした単位費の合計													
X 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算 (イを算定する場合のみ算定)															
(イ)を算定する場合、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 身体拘束未実施減算については令和7年4月1日から適用する 業務継続計画未実施減算については、総合ケア施設及び在宅介護のための施設等のための施設整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない 介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日以降に算定可能															

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)							
	要支援2 (6,972 単位)								
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100
	要支援2 (6,281 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算							
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)							
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)							
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算() (1月につき 10単位を加算)							
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 30単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)					
ヲ 介護職員等処遇改善加算		1) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×119/100) 2) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×116/100) 3) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×118/100) 4) 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき +所定率×116/100) 5) 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき +所定率×119/100) 6) 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき +所定率×117/100) 7) 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき +所定率×117/100) 8) 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき +所定率×114/100) 9) 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき +所定率×117/100) 10) 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき +所定率×117/100) 11) 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき +所定率×117/100) 12) 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき +所定率×117/100) 13) 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき +所定率×117/100) 14) 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき +所定率×117/100) 15) 介護職員等処遇改善加算(十五) (1月につき +所定率×117/100) 16) 介護職員等処遇改善加算(十六) (1月につき +所定率×117/100) 17) 介護職員等処遇改善加算(十七) (1月につき +所定率×117/100) 18) 介護職員等処遇改善加算(十八) (1月につき +所定率×117/100) 19) 介護職員等処遇改善加算(十九) (1月につき +所定率×117/100) 20) 介護職員等処遇改善加算(二十) (1月につき +所定率×117/100) 21) 介護職員等処遇改善加算(二十一) (1月につき +所定率×117/100) 22) 介護職員等処遇改善加算(二十二) (1月につき +所定率×117/100) 23) 介護職員等処遇改善加算(二十三) (1月につき +所定率×117/100) 24) 介護職員等処遇改善加算(二十四) (1月につき +所定率×117/100) 25) 介護職員等処遇改善加算(二十五) (1月につき +所定率×117/100) 26) 介護職員等処遇改善加算(二十六) (1月につき +所定率×117/100) 27) 介護職員等処遇改善加算(二十七) (1月につき +所定率×117/100) 28) 介護職員等処遇改善加算(二十八) (1月につき +所定率×117/100) 29) 介護職員等処遇改善加算(二十九) (1月につき +所定率×117/100) 30) 介護職員等処遇改善加算(三十) (1月につき +所定率×117/100) 31) 介護職員等処遇改善加算(三十一) (1月につき +所定率×117/100) 32) 介護職員等処遇改善加算(三十二) (1月につき +所定率×117/100) 33) 介護職員等処遇改善加算(三十三) (1月につき +所定率×117/100) 34) 介護職員等処遇改善加算(三十四) (1月につき +所定率×117/100) 35) 介護職員等処遇改善加算(三十五) (1月につき +所定率×117/100) 36) 介護職員等処遇改善加算(三十六) (1月につき +所定率×117/100) 37) 介護職員等処遇改善加算(三十七) (1月につき +所定率×117/100) 38) 介護職員等処遇改善加算(三十八) (1月につき +所定率×117/100) 39) 介護職員等処遇改善加算(三十九) (1月につき +所定率×117/100) 40) 介護職員等処遇改善加算(四十) (1月につき +所定率×117/100) 41) 介護職員等処遇改善加算(四十一) (1月につき +所定率×117/100) 42) 介護職員等処遇改善加算(四十二) (1月につき +所定率×117/100) 43) 介護職員等処遇改善加算(四十三) (1月につき +所定率×117/100) 44) 介護職員等処遇改善加算(四十四) (1月につき +所定率×117/100) 45) 介護職員等処遇改善加算(四十五) (1月につき +所定率×117/100) 46) 介護職員等処遇改善加算(四十六) (1月につき +所定率×117/100) 47) 介護職員等処遇改善加算(四十七) (1月につき +所定率×117/100) 48) 介護職員等処遇改善加算(四十八) (1月につき +所定率×117/100) 49) 介護職員等処遇改善加算(四十九) (1月につき +所定率×117/100) 50) 介護職員等処遇改善加算(五十) (1月につき +所定率×117/100) 51) 介護職員等処遇改善加算(五十一) (1月につき +所定率×117/100) 52) 介護職員等処遇改善加算(五十二) (1月につき +所定率×117/100) 53) 介護職員等処遇改善加算(五十三) (1月につき +所定率×117/100) 54) 介護職員等処遇改善加算(五十四) (1月につき +所定率×117/100) 55) 介護職員等処遇改善加算(五十五) (1月につき +所定率×117/100) 56) 介護職員等処遇改善加算(五十六) (1月につき +所定率×117/100) 57) 介護職員等処遇改善加算(五十七) (1月につき +所定率×117/100) 58) 介護職員等処遇改善加算(五十八) (1月につき +所定率×117/100) 59) 介護職員等処遇改善加算(五十九) (1月につき +所定率×117/100) 60) 介護職員等処遇改善加算(六十) (1月につき +所定率×117/100) 61) 介護職員等処遇改善加算(六十一) (1月につき +所定率×117/100) 62) 介護職員等処遇改善加算(六十二) (1月につき +所定率×117/100) 63) 介護職員等処遇改善加算(六十三) (1月につき +所定率×117/100) 64) 介護職員等処遇改善加算(六十四) (1月につき +所定率×117/100) 65) 介護職員等処遇改善加算(六十五) (1月につき +所定率×117/100) 66) 介護職員等処遇改善加算(六十六) (1月につき +所定率×117/100) 67) 介護職員等処遇改善加算(六十七) (1月につき +所定率×117/100) 68) 介護職員等処遇改善加算(六十八) (1月につき +所定率×117/100) 69) 介護職員等処遇改善加算(六十九) (1月につき +所定率×117/100) 70) 介護職員等処遇改善加算(七十) (1月につき +所定率×117/100) 71) 介護職員等処遇改善加算(七十一) (1月につき +所定率×117/100) 72) 介護職員等処遇改善加算(七十二) (1月につき +所定率×117/100) 73) 介護職員等処遇改善加算(七十三) (1月につき +所定率×117/100) 74) 介護職員等処遇改善加算(七十四) (1月につき +所定率×117/100) 75) 介護職員等処遇改善加算(七十五) (1月につき +所定率×117/100) 76) 介護職員等処遇改善加算(七十六) (1月につき +所定率×117/100) 77) 介護職員等処遇改善加算(七十七) (1月につき +所定率×117/100) 78) 介護職員等処遇改善加算(七十八) (1月につき +所定率×117/100) 79) 介護職員等処遇改善加算(七十九) (1月につき +所定率×117/100) 80) 介護職員等処遇改善加算(八十) (1月につき +所定率×117/100) 81) 介護職員等処遇改善加算(八十一) (1月につき +所定率×117/100) 82) 介護職員等処遇改善加算(八十二) (1月につき +所定率×117/100) 83) 介護職員等処遇改善加算(八十三) (1月につき +所定率×117/100) 84) 介護職員等処遇改善加算(八十四) (1月につき +所定率×117/100) 85) 介護職員等処遇改善加算(八十五) (1月につき +所定率×117/100) 86) 介護職員等処遇改善加算(八十六) (1月につき +所定率×117/100) 87) 介護職員等処遇改善加算(八十七) (1月につき +所定率×117/100) 88) 介護職員等処遇改善加算(八十八) (1月につき +所定率×117/100) 89) 介護職員等処遇改善加算(八十九) (1月につき +所定率×117/100) 90) 介護職員等処遇改善加算(九十) (1月につき +所定率×117/100) 91) 介護職員等処遇改善加算(九十一) (1月につき +所定率×117/100) 92) 介護職員等処遇改善加算(九十二) (1月につき +所定率×117/100) 93) 介護職員等処遇改善加算(九十三) (1月につき +所定率×117/100) 94) 介護職員等処遇改善加算(九十四) (1月につき +所定率×117/100) 95) 介護職員等処遇改善加算(九十五) (1月につき +所定率×117/100) 96) 介護職員等処遇改善加算(九十六) (1月につき +所定率×117/100) 97) 介護職員等処遇改善加算(九十七) (1月につき +所定率×117/100) 98) 介護職員等処遇改善加算(九十八) (1月につき +所定率×117/100) 99) 介護職員等処遇改善加算(九十九) (1月につき +所定率×117/100) 100) 介護職員等処遇改善加算(百) (1月につき +所定率×117/100)		注 所定率は、イからルまでに算定した単位数の合計					

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過する 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合	介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (761 単位)				-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)									1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		-1/100	-3/100	1日につき -50単位			1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)				-1/100			1日につき -50単位		1日につき +25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)													
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)													
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 2単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)											
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 120単位を加算)											
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)											
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)											
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)											
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))											
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)											
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 5単位を加算)											
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)											
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 18単位を加算)											
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)											
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからラまでに算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×163/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×156/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×155/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×148/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×133/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×125/1000)											
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×128/1000)											
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×132/1000)											
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×112/1000)											
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×97/1000)											
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×102/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×89/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×66/1000)											

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可。